

## 第138回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年8月18日（木）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和4年8月18日（木）午後1時45分
- 3 閉会の日時 令和4年8月18日（木）午後2時24分
- 4 会議の場所 岡山市北区鹿田町二丁目4番1号 岡山市役所北消防署3階防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別  
出席 15名 欠席 2名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	欠席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	欠席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

### 6 事務局出席者

事務局：担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(4) 転用事業計画変更承認申請について

(5) 農地法3条の3第1項の規定に基づく届出について

報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(4) 農地改良届について

(5) 転用事業計画変更承認届について

#### 第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

### 9 議事録署名委員の番号及び指名 6番 遠藤 茂 12番 小橋 久宣

10 議事の内容

- 議長 みんなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第138回総会を開会します。（あいさつ）  
議事録署名委員を指名します。6番、遠藤委員 12番、小橋委員 にお願いします。  
議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。
- 田尾係長 議案の訂正はありません。  
また、先月許可の議決のあった転用案件の内、藤田で仮設道路・露天資材置場を目的とする一時転用の案件は、面積が3,000m<sup>2</sup>を超えていましたので、7月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付しています。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ1番、受人は松尾に居住し、約40aの農地を耕作する農業者で、増反により松尾の畠を取得しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 角南委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ2番、受人は新庄下に居住し、世帯で約56aの農地を耕作する建設業兼農業者ですが、増反（受贈）により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 3番、4番は同時申請ですので、併せて説明します。  
受人は北区内山下二丁目に居住する会社員兼農業者ですが、新規就農により新庄上 及び 新庄下の田に3年間使用貸借権を設定しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 5番、受人は中撫川に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番から5番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ6番、前回保留の案件です。申請地の中に一部荒廃している土地が有ること、計画に具体性が欠けていることから、耕作が実際に行われるかどうか疑問があつたため保留となっていました。

受人は和気郡和気町奥塩田に居住し約1ha耕作する農業者で、増反により御津河内の畠を所有権移転しようとするものです。

営農計画書の提出があり協議したところ、農地利用がなされるものと判断されました。よって、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は御津虎倉に居住し約1.1ha耕作する農業者で、増反により御津虎倉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は御津伊田に居住し、約1.8ha耕作する農業者で、増反により御津伊田の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は御津伊田に居住し、約8.6ha耕作する農業者で、増反により御津伊田の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は建部町市場に居住し世帯で約3.8ha耕作する農業者で、増反により建部町市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、受人は北区西辛川に居住し約7.1ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番から16番までは受人が同じですので、併せて説明します。

12番から16番までの受人は、北区加茂に居住し約6.3ha耕作する農業

者で、増反により建部町品田の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町品田に居住し約62a耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町品田に居住し約2.7ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

**浦上委員** 御津・建部地区協議会で、6番から18番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**他の委員さん、何かご意見がありますか。**

異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

**山田主任** 2ページ19番、前回保留の案件です。申請人の所有農地に耕作放棄地があるため、荒廃の理由や是正についての文書を求めていましたが、提出が無かつたため、保留となっていました。

受人は北区鹿田町一丁目に居住し、世帯で約63aの農地を耕作する農業者で、増反により大福の田を所有権移転しようとするものです。

荒廃の理由及び是正についての文書の提出があり、協議したところ、草刈り等が行われており、今後農地利用がなされるものと判断されました。よって、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は南区内尾に居住し、世帯で約57aの農地を耕作する農業兼会社員で、増反により内尾の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は南区箕島に居住し、世帯で約62aの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ22番、受人は南区東畦に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により大福の畠を所有権移転しようとするも

のです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は南区箕島に居住し、世帯で約 5.7 h a の農地を耕作する農業者で、借入地の取得により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番と25番は申請人が同一ですので、まとめて説明します。

受人は南区妹尾に事務所を置き、約 1.8 h a の農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により西七区、北七区、郡及び藤田の田及び畠に 10 年間の賃借権を設定しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 50 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員　　南区協議会で、19番から25番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)については、中・中央地区1番から南区25番までの25件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

議長　　次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　5ページ1番、転用目的は墓地です。

申請人は建部町土師方に居住する農業者ですが、現在管理する墓地は急峻な山中で墓参が困難な場所にあり、また、近年の台風や集中豪雨により倒木や土砂崩れにより墓石の倒壊や埋没被害も発生したことから、申請人の所有地であり自宅に近い申請地に墓地を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 h a 未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員　　御津・建部地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 5ページ2番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は貸露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は南区浦安本町に居住する農業者で、令和元年9月18日付で一時転用許可を受け、貸露天駐車場として3年間使用してきました。駐車場を借りる親幸産業は運送業を主な事業としており、建設機材や資材を一時預かりし、配送するサービスも行っているため、駐車場・資材置場が不足しています。また業務の拡大により従業員の駐車場が不足しているため、現駐車場に隣接した申請地を貸露天駐車場として永久転用しようとするものです。

農地区分は、南区役所から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)は、御津・建部地区1番から南区2番の2件ですが、すべて許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ1番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区大安寺東町の借家に申請人らと子ども2人の4人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、現在の居住地に近く、生活環境があまり変わらないこと、申請人(妻)の通勤に際し、JR大安寺駅が近く公共交通機関を利用するために便利であることから、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は、分家住宅です。

申請人は横井上の実家に申請人と子どもの2人と両親の4人で生活しております、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に近く、将来実家の家族の世話をすることを考慮し、引き続き農業にも従事できるよう、父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

なお、現住居には、申請人の両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

3番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは檜津の借家に申請人らと申請人の妻の3人で生活しており、建物が老朽化し、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、現住居から近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員

中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長

6ページ4番、転用目的は進入路です。

申請人は高松原古才に居住する会社役員兼農業者ですが、申請人が代表を務める法人が所有する隣接地（山林）への進入路が必要となったため、申請地の所有権を移転し、進入路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人夫婦は、現在、倉敷市中庄の賃貸住宅に家族5人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人（妻）の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員

北・吉備地区協議会で、4番と5番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任

6ページ6番から7ページ10番までは同じ地域ですので、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

6ページ6番、申請人は南区大福の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現在の居住地から近く、生活

環境の変わらない申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は北区白石東新町の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近く、夫の職場への通勤時間が短縮される申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ8番、申請人は北区久米の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人（夫）は、南区大福にある父所有の住宅に、両親と一緒に暮らしております、申請人（妻）は倉敷市四十瀬の借家に妻と子ども2人で生活しています。現在夫婦は別々で暮らしていますが、この度夫婦と子ども2人の家族4人で暮らすため、夫の実家に近く、妻の職場にも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現在夫が住んでいる大福の住宅には、引き続き夫の両親が居住します。

10番、申請人は北区平田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は特別積合貨物運送施設で、現在一時転用中です  
申請人は東京都江東区に本店を置き、北区今保に岡山営業所を置いて運送業を営む法人です。

南区古新田の申請地について、令和2年10月2日付で3年間の一時転用許可を受け、露天駐車場として賃借権を設定し使用していました。

しかし、現営業所の一時保管が、顧客の受注の増加により手狭となり、現在の露天駐車場では対応できなくなったため、一時保管施設、仕分施設、取下ろし・積込施設、集配車停留所、運行車停留所等を含めた特別積合貨物運送施設として永久転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は南区泉田四丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近く、現在の生活環境と大きく変わらない申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、本件は令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は南区浜野二丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、父の所有地で実家に近く、将来農業を継ぐ際にも便利な申請地に使用貸借権を設定して、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha以上で、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、6番から13番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から13番までの13件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 8ページ1番、転用目的に変更は無く、当初申請者と承継者の変更となります。

自己専用住宅を転用目的として、夫婦それぞれの名義で令和4年2月10日付で許可を受けていましたが、夫婦が離婚したため、夫単独名義に変更するものです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、南区の1件を承認と決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

山田主任 9ページ1番から12ページ12番までの12件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）については、12件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、13ページ1番から5番までの5件で、転用目的は共同住宅2件、露天駐車場1件、敷地拡張1件、倉庫1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、14ページ1番から15ページ18番までの18件で、転用目的は、分譲住宅地等5件、長屋住宅1件、工場兼事務所1件、自己専用住宅3件、露天駐車場等4件、露天資材置場1件、駐車場・倉庫用地1件、宅地造成1件、墓地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、16ページ1番から5番までの5件で、解約理由は耕作目的2件、転用目的3件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地改良届については、17ページ1番から3番までの3件で、内容は果樹園1件、普通野菜畑2件です。

報告（5）転用事業計画変更承認届については、18ページ1番の1件で、譲受人を変更するものです。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（9月20日（火）市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時24分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員